

水道施設修繕工事事務処理要領(H30.4～適用)

この事務処理要領については、水道施設修繕工事を施工する場合において標準となるものを示すものである。

1. 水道施設修繕工事を行った場合、その工事に要した費用の算定を行うため、別に定める水道施設工事報告書及び内訳書に図面・工事写真等を添付のうえ工事完了後速やかに、水道課へ提出するものとする。ただし、各庁舎へ水道課宛として提出することもできる。
2. 水道施設修繕工事を行う場合は、土木標準仕様書及び水道工事標準仕様書、給水工事標準仕様書に準ずる。
3. 労務時間について、算定方法として事務所(または別途現場)より出動した時間から帰着までの時間とし、30分以下の端数は0.5時間、30分を超える端数は1時間として計上する。
4. 資材費について、実際に使用した資材を計上する。なお、資材は原則施工業者が用意するものとし、施工業者が用意できない場合には水道課から支給する。その場合は支給品の欄に記入する。ただし、支給品は資材費には計上しないが、市購入単価により諸経費の対象とする。
5. 機械損料費について、現場着から工事完了までを計上する。時間単価で計上し、30分以下の端数は0.5時間、30分を超える端数は1時間として計上する。(現場への移動に使用した軽トラックや軽バンも計上する)
6. 水道施設修繕工事に係る作業の一部を外注した場合の経費は、見積書または請求書の写しを添付する。なお、外注費は諸経費の対象額に含めない。
7. 重機運搬について、重機運搬を外注した場合は外注費に計上し、自己運搬した場合は、運搬車両を運搬時間に合わせて機械損料費に計上する。

8. 諸経費について、別表1の割合を乗じて得た金額とする。
9. 止水栓及び量水器周りの修繕を行う場合で、周りが土及び砂利の際は破損防止のためにCo防護(概ね枠より10cm程度)を行う、それ以外は原形復旧とする。ただし、道路の場合は道路管理者の指示に従う。
10. 数値標準について、記載数値は小数点以下1位止め(小数点以下2位を四捨五入)にする。
例:アスファルト廃材 0.38t \doteq 0.4t
11. その他定めのないものについては、お互いの協議により決定する。

(別表1)諸経費表

施工範囲が宅地内のみ	35%以内
上記以外	40%以内